

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定める件」の公布・施行について

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定める件（令和6年消防庁告示第2号）が、令和6年1月19日に公布・施行されました。

本告示は、令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）が、令和6年1月11日に公布・施行されたことを踏まえ、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害法」という。）第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 本則関係

次の表のとおり、特定非常災害法第3条第1項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定めることとしたこと。

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
防火対象物又は防災管理対象物の点検及び報告の特例の認定が有効であること (消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の3第4項（同法第36条第1項において準用する場合を含む。）関係）	特例の認定を受けている防火対象物又は防災管理対象物の管理について権原を有する者のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす者であって、令和6年1月1日から同年6月29日までの間に当該認定の有効期間が満了するもの ① その管理に係る防火対象物又は防災管理対象物が令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（②において「災害救助法適用区域」という。）内にあること。 ② 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）を災害救助法適用区域内に有すること。	令和6年6月30日

第二 附則関係

この告示は、公布の日から施行することとしたこと。

(連絡先)
消防庁予防課
担当：米田課長補佐、田村
TEL 03-5253-7523
MAIL yobo@soumu.go.jp